

一人会社について

泉 田 栄 一

一人会社について（泉田）

- 一 はじめに
- 二 比較法的考察（以上本号）
- 三 日本の学説・判例及び私見

一 はじめに

現行法上会社は総て社團であつて（商法五二条、有、有限会社法一条）、合名会社・合資会社・有限会社の場合、社員が一人となつたことが解散事由とされている（商法九四条、一四七条、有限会社法六九条五号）。しかるに株式会社についてはかような規定がない（参照商法四〇四条）。それ故日本の学説は、一人会社を狭義と広義とに區別し、前者においては、会社の株式もしくは持分がすべて唯一の社員的手中に帰している会社をいい、後者においては、名義上複数の社員（自然人又は法人）は存在するが、実際にはその中の一人の社員がほとんどすべての株式もしくは持分を所有し、他の社員は所謂藁人形にすぎない会社を言うとし、前者について議論するのが常である。

株式会社を設立するには、我商法上七人以上の發起人、従つて原始株主が七人以上を要するので狭義の一人会社は事実上皆無に等しいのに狭義の一人会社についての論稿が多いのは、会社の社団性や總會の存否等の理論的問題が狭義の一人会社の場合存在することによるだけではなく、法が明文をもつて最初から狭義の一人会社を認めないことによつて広義の一人会社が多数存在し、それが株式の帰属をめぐる問題、見せ金に関する問題、總會決議の瑕疵の問題など、無用の紛争を惹起せしめているので、狭義の一人会社を認め、無用の紛争を消滅せしめようとの実務からの要請⁽¹⁾に答えようとする学者の努力によるものであると思われる。そしてかような学説の傾向を私は否定するものではないが、本稿では広義の一人会社を含めて一人会社に関連する諸問題を検討する。特に英米法は一人会社を広義の意味に解しているので、比較法的考察をなす場合そのことは必要である。また狭義及び広義の一人会社は、株式が多数に分散した巨大企業という立法者が想定した法形態から、一人会社が個人の法人成りとして利用されようが、コンツェルン関係で支配を確固とするために利用されようが、デフォルメしているのは事実である⁽²⁾。株式が唯一人に集中したか、実質的な一人の者に集中したかは経済的企業形態としては重要でないのである⁽²⁾。また法的にみても、一人会社の弊害規制を法人格否認の理論から考察する時は、狭義の一人会社か広義のそれかといった区別は重要ではないのである。

本稿では最初に比較法的考察をした後、日本の学説、判例を検討しつつ私見を述べたいと思う。考察は、(a) 初めに一人会社に対する各国法の態度をみたのち、(b) 一人会社を認めることによつて生ずる第三者(債権者)との関係を、弊害阻止の観点から各国はどのような法技術を使用して保護しているかを考察し、ついで(c) 一人会社を認めることによつて生ずる特別の会社内部の問題ないし外部の問題を見てみたいと思う。

(1) 長谷部茂吉 裁判会社法二六頁以下、二四五頁以下。

(2) 企業経営の法形態と経済形態については、吉永栄助「企業経営の諸形態」経営法学全集企業形態一四頁以下参照。

第二節 比較法的考察

一 アメリカ法

(a) アメリカでは、一人会社 (one-man corporation) は、若干の州会社法の明示の規定によって承認されている。例えば、一九五三年のウイスマン州法 (Wis. Stat. § 180.44) では、二十一才以上の一人又はそれ以上の自然人は、法人の発起人 (incorporator) として行動することができる旨を規定しているし、一九五四年のアイオワ州法 (Code of Iowa § 491.2) は、法律に別段の定めなき限り、ただ一人の人 (a single person) は、会社法の規定の下に法人になることができる旨を規定し、また一九四九年改正のミシガン一般会社法第三条も、一人の者が法人になることができる旨を規定している。一九五七年のノース・カロライナ事業会社法 (§§ 55-3-1) も、法人の存在は一人又は二人による会社の全株式の取得によってそこなわれない⁽¹⁾ということを規定している。その他の州法は、一人会社の合法性に関して明示的规定を持っていない。

会社の設立要件として大部分の州では (ノース・カロライナ州も含む)、⁽²⁾ 少くとも三人の発起人の存在が要求され、また少くとも三人の取締役の存在も要求されるので (但し近時異って来たことは後述する)、⁽³⁾ 藪人形 (dummies or strawmen) の利用が広く行われている。⁽⁴⁾ アメリカ法で一般に一人会社と呼ばれるのは、この様な広義の一人会社である。⁽⁵⁾ 法人企業⁽⁶⁾の概念がこの制度を包括することを意図されたか否かは疑問とされ、⁽⁵⁾ 裁判所による。又は学者

による時折の疑義にかかわらず、その様な会社を承認する膨大な数の判例が存在する。

一人会社を認める根拠としては、(1)企業集中が行われている時に、会社の帳簿と記録が維持されるという条件で、個人に法人格を付与することは、事業への投資を促進し、競争法的にも意義があること。(2)有限責任は、州の会社法によって提出された *privilege* であり、形式的であっても、法律の手續に従うならば、*privilege* を享受できること。(3)法が狭義の一人会社を禁止しても、人は業人形の利用により間接的にその目的を達成しようとする。それで、むしろ、法律上公然と認める方が、潜脱の方法を強いるよりも健全であること。(狭義の一人会社肯定の根拠)。また(4)所謂法人格否認の法理 (*disregard of corporate entity*) の非常に広い適用範囲は、一人会社に関連して生ずる弊害を解決することができ、(狭義の一人会社を含めて)一人会社を認めても法的支障をきたさないこと、があげられうる。

全株式が唯一人の手に集中した時は、会社は解散しはしないが、他の人が株主になるまで法人の権能が停止するとする判例も少数ながら存在する。しかし一般的に右の事実は法人の権能を停止させるものではないとされている。(12)

それ故アメリカ法では、広義及び狭義の一人会社が認められている。

(b) アメリカの学者は、判例を分析し、法格否認の法理の適用要件の明確化のために、いろいろの基準を確立しようと努めているが、一般的には、法人格の概念は、「公共の便益を害し、違法行為を正当化し、詐欺を保護し、犯罪を擁護するために用いられる時には」否認されるといわれる。しかし、ここで挙げられた場合に限られるわけではなく、法人格の概念に執着することが *inequity* になる場合、又は真の利害関係者の間の争いの完全な解決を妨げる場合には、法人格が否定される著しい傾向が存在する。(15)

法人格否認の法理そのものの詳細な論述は別の機会にするとして、ここで述べておきたいことは、アメリカ法に
とって、全株式が一人の手に集中したか、又は藪人形を使用する会社が存在するか、初めから一人会社にするつも
りであったか、たまたま一人会社になったかの区別は、全く固有の意義を有しないことである。⁽¹⁶⁾ 一人会社を
認めることによって生ずる弊害は、一律に法人格否認の法理によって解決される。

なお一人会社が有限責任の特権を享受するためには、概略的に、(1) 営業が法人の基礎の上に行われること、それ
によって営業の *separate entity* が維持されること、(2) 適当な財政的基礎の上に会社が設立されること、が必要で
ある。⁽¹⁷⁾ (2)は、所謂資本最低限の原則のアメリカ版と理解しうるのではないかと思われる。一般に、株主と発起人
は、法人格と有限責任の代償として、企業が営業の正常な状態を維持することができる程度の資本を会社に提出し
なければならず、もしそうしないならば、株主が営業の遂行で負った債務に対して個人的な責任を負い、営業に貸
付けた金額について債権者として参加することができないとされる。⁽¹⁸⁾ ただ十分な資本とは何かの基準設定は、困難
ないし不可能であって、具体的事件で判断されるべきものとされる。この法制度の根拠は不明確であるが、不十分
な資本を持った会社の利用は、*abuse of the corporate process* を構成する⁽¹⁹⁾ ことである。

しかし最近、不適当な資本化は、法人格を否認する時に考慮される数個の要素の一つにすぎないという見解が唱
えられている。⁽²⁰⁾

(c) (i) 取締役の数は、かつて一般に三人が法律で要求されていた。しかし現代の制定法は、一人株主会社にお
いては、一人の取締役を許す。例えば、一九六九年改正模範事業会社法第三六条は、「会社の取締役会は、一人又
はそれ以上の構成員から構成されねばならない」と規定しているし、デラウェア一般会社法第一四一条項もこれを
認め、またニューヨーク事業会社法第七〇二条は、原則として取締役は三人とするが、株主が二人以内の時、取

締役の数は、株主と同数でよい旨を規定している。なお三人の取締役より少なくなった時には、entityは停止すると判決した判例があることは、記憶に留める価値がある。

(ii) 取締役会は、会議 (meeting) を開いて、業務執行を決定するのが原則であるが、六九年改正模範事業会社法第四四条及びコロラド、コネチカット、デラウェア、インディアナ、アイオワ、メリーランド、ミシガン等十七州においては、全取締役が署名した書面によって業務執行に同意すれば会議を開かなくてもよい、とされている。⁽²²⁾ また制定法が取締役会の要件に対して明白な例外を規定していない裁判所管轄でさえ、特に閉鎖会社において、いくらかの例外が裁判所によって承認されており、会議なしに取締役によってなされた略式の行為が肯定されている。⁽²³⁾

このようにアメリカでは、取締役は一人でもよく、また取締役会の開催は必要としないという傾向が看取される。また狭義の一人会社に関する事件で、取締役会は開催されえないことを認めた判例が存在する。⁽²⁴⁾

(iii) 株主総会 株主の議決権は伝統的には株主総会で行使される。だが現代の制定法は、会議 (meeting) がなくとも、全員一致の書面による株主の同意は、株主総会における議決と同一の効力を持つということの規定している。例えば、六九年改正模範事業会社法第一四五条、その他、カリフォルニア、デラウェア、イリノイ、ニューヨーク、オハイオ、ペンシルバニア等四一州⁽²⁵⁾ (デイストリクト・オブ・コロンビアを含む) がそうである。ニュージャージー州では、もしも基本定款が明確に規定しているならば、全株主より少くともそれを許し、デラウェア州は、基本定款がそのように規定していなくとも許し、ネブラスカ州は、より大きな議決を要求するようなものではないならば、株主の過半数の同意でも許す。⁽²⁶⁾ その様な制定法がなくとも、株主の略式の行為は、少数株主の権利が害されないならば、時々裁判所によって支持されている。⁽²⁷⁾

また、メリーランド法は、一九六七年に、閉鎖会社においては株主からの請求がない限り年次株主総会を開催する必要がないことを規定した。即ち、閉鎖会社においても一般の会社と同様に業務規則において年次株主総会が開催されるべき期日または期間を定めなければならないが、その期日または期間の初日の三〇日前までに、いずれかの株主が、社長または秘書役に対して総会の開催を書面により請求しない限り、年次総会を開催しなくてもよいとする。⁽²⁸⁾

この様な規定は、一人会社に対する側面的援助を意味する。そして比較法的にも興味のある諸問題を提出する。これらの規定ないし傾向を日本法でどのように受取るかは、今後の研究を必要とする非常にむずかしい問題である。

なお制定法、基本定款、又は付属定款で反対に規定されていなければ、通知がなされ、少くとも二人が総会に出席すれば、定足数が充たされたものとされている。⁽²⁹⁾

最後に、一人会社に関連してアメリカ法で問題とされている法律問題を見てみる。

(1) 一人株主は、会社のために契約を締結する権限があるかの問題。

けだし、一人会社の場合に一人株主が会社のために活動する時、一人株主は彼自身の利益で彼自身のために活動し、*dummy* 取締役はあつてなきが、⁽³⁰⁾ 状態であれば、法人を *separate person* と取扱うための、普通の会社の場合に存在する弁明事由がなくなるからである。それ故、一人株主の行為によって会社は拘束されるとする者と、されないとする者との見解が分かれている。

(2) 一人株主の私的のために会社財産を使用することができるか否かの問題。

一人株主は私的のために会社財産を使用することを契約することがある。もしも訴訟時に他の会社債権者が

いなければ、そのような債務は、会社に財政的に利害関係のある唯一の人である株主が、その取引に同意したのであるから、強制執行される。それによって会社資本が害されるかどうかは、重要ではない。法人が支払不能である場合には、そのような債務は実施されない。会社に支払能力があり、且つ債権者が存在する時は問題である。 *insolvent* から支払われる時には、実施されうる。実施が資本を害する場合に関する判例はほとんどなく、類似の事件でも一致してはいない。最も説得力のある事件は、支払不能会社において、株主の私的目的のために使用された財産を債権者のために回復する事件である。受取人の責任に関して二つの見解が存在する。第一の見解は、支払いは会社資本の未授權の処分を構成するという理由で、受取人が受取ったものを返さねばならないとする。この見解は、会社資本は株主の私的目的のために行使されることが許されない、債権者のための財務的留保であるという考えにその基礎を置く。第二の見解は、支払われたものは、支払いがなされた時点で、他の金銭債務も支払いうるほど会社資産が十分にあつたならば、債権者のために回復されえないとする。しかしこの履行された取引を覆すことは不可能であるという見解は、未履行の債務が実施されうるということ⁽³¹⁾を強制するものではない。

(3) 相殺

相殺の問題は、一人会社の分野で最も興味のある発展の一つを提出した。相殺を許すためには、請求が相互的で、同じ当事者の間で存在していなければならず、法人は株主から別個独立の人とみなされるから、一般原則に従う時は、株主の債務は、会社の債務と相殺されないし、会社の負う債務もその株主の債務と相殺されないことになるが、他の場合と同様に法律は弾力的に解釈されて、いくらかの例外が作られている。⁽³²⁾

(4) 会社財産の遺言書による譲渡の問題

会社が一人株主の財務上の運営に関連して便宜として利用され、彼の死後当然解散させられるであろう場合と、

遺言者の死亡後でさえ会社が継続することが期待されている場合とに區別されている。前者では遺贈が肯定される。その法的根拠は二つあり、一つは法人格否認の法理であり、他の理論は、遺贈は遺言者の死亡に基づいて会社を解散させ、遺言で規定された様に会社の財産を譲渡する、遺言者の側の命令として解釈されるべきであるとする理論である。死亡後会社の継続が期待されている場合は、遺言に従って法人資産を使用することは、会社資本を害することになる。しかし、一判例は存在しないが⁽³³⁾遺言者の死亡の時に、会社が支払能力があり、債権者が存在しない時には、遺贈は有効とされるべきであるとされている。

- (1) ノース・カロライナ事業会社法の規定は、一人が会社の全株式を獲得した場合に法人は休止し、それはただ一人株主のために財産の法的権原を維持する目的のために存在するとして州最高裁判所の判決 (Park Terrace v. Phoenix Indem. Co., 243, N.C. 595, 915, E. 2d 584 (1956)) によってシムメントを受けた立法府が、この判決を取消するために規定したものである。Comment, Theory of the Corporate and the One-man Corporations in Louisiana, 38 Tul. L. Rev. 738, 739 (1964) [以下 comment を引用]。Park Terrace v. Phoenix Indem. Co. 事件は 1954 年 H. L. Oleck, Modern Corporation Law Vol. 1 (1958) § 182 が詳細に検討している。
- (2) Note, One Man Corporations-Scope and Limitation, 100 U. Pa. L. Rev. 853 n. 4 (1952) ; Comment, op. cit., p. 739.
- (3) Oleck, op. cit., § 179 ; B. F. Cataldo, Limited Liability with One-Man Companies and Subsidiary Corporations, 18 Law & Comp. Prob. 473, 474 (1953) ; Fuller, The Incorporated Individual : A Study of the One-Man Company, 51 Harv. L. Rev. 1373, 1375 (1938).
- (4) Comment, op. cit., p. 740 n. 16 ; Henn, Law of Corporations, 2nd ed. (1970), p. 508.
- (5) Cataldo, op. cit., p. 474 ; Henn, op. cit., p. 256.
- (6) Dollar Cleans & Dyers, Inc. v. Magreger, 163 Md. 105, 161, Atl. 195 (1932).
- (7) Note, 45 Harv. L. Rev. 1084, 1089 (1932).
- (8) Note, 100 U. Pa. L. Rev. 853, 867.

- (6) Cataldo, op. cit., p. 475.
- (7) Oleck, op. cit., p. 435.
- (8) Louisville Banking Co. v. Eisenman, 94 Ky. 83, 93, 21 S. W. 531, 534 (1893), Russell Lumber & Supply Co. v. First Nat. Bank of Russell, 262Ky. 388, 90S. W. 2d 372 (1936) ; Note 45 Harv. L. Rev. 1084 n. 3 ; またハイジマン州では一人に全株式が集中すると事実上個人責任に終わる。Lindstrom v. Sauer, 166 So. 636 (1936) (Fuller, op. cit., p. 1378 note14) ; Oleck はれば、全株式が一人の者によつて取得されると法人は停止するところ suspension 理論又は dormancy 理論はケンタッキー州で論じられているが、それは単に一九世紀に公表された理論の遺物で、一般的に添物 (make-weight) であり、また前述した Lindstrom 事件は Fuller の評価と反対に、一人株主が有限責任を喪失するところを示したものではない。
- (9) Cannon Mfg. Co. v. Cudahy Packing Co., 267U. S. 333, 69L. Ed. 634 ; Ballantine, On Corporations, 1946, p. 301 ; Oleck, op. cit., § 179 P. 437.
- (10) 法人格否誌の法理を適用した判例の数は龐大であるのみならず、それに関する文献もかなりの数にのぼっている。日本の文献でもアメリカの法人格否誌の法理を紹介したものは多数あるので、それを参照されたい。もちろん法人格否誌の法理は一人会社にのみ適用されるものではない。
- (11) U. S. v. Milwaukee Refrigerator Transit Co., 142 Fed. 247, 255 (1907) で述べられた文章であるが、文献でしばしば引用される。
- (12) Cataldo, op. cit., pp. 480ff. ; Comment, op. cit., pp. 741ff. ; Fuller, op. cit., pp. 1401ff. ; Note 100 U. Pa. L. Rev. 853, 865ff. は、基準をただ just and equitable result であるとする。
- (13) 参照 Grisoli A., Società unipersonali e società di «comodo» (alcuni essenziali dati comparatistici), Rivista della Società, Anno X III-Fasc. 1 (1968) p. 17, 24ss.
- (14) Cataldo, op. cit., p. 482f. ; Henn, op. cit., p. 257.
- (15) Cataldo, op. cit., p. 484f. ; Note, 100 U. Pa. L. Rev. 853, 861ff. ; Fuller, op. cit., p. 1382f. の基準が適用された事件として Arnold v. Phillips, 117 F. 2d 497 (1941).

- ⑥ Fuller, op. cit., p. 1382.
- ⑦ Note, Should Shareholders be Personally Liable for the Torts of their Corporations, 76 Yale L. Journal 1190, 1193f. (1967) ; David C. Cummins, Disregarding the Corporate Entity ; Contract Claims, 28 Ohio State Law Journal (1967) 441, 459f.
- ⑧ Schaffer v. Buxbaum, 137 Mont. 397 ; 352 P. 2d 83 (1960).
- ⑨ Henn, op. cit., p. 418 note6. フラミンギア、フラスカ、フルカンサス、カリフォルニア、ハワイ、カンザス、ニューヨーク、ノース・ダコタ、ユタ州はこれを許さなご。
- ⑩ Henn, op. cit., p. 417, 542.
- ⑪ Shereport Drug Co. v. Jackson, 2F. 2d 65 (1924). 狭義の一人会社の場合「Of course, official corporate action could not be had, such as directors, meetings and the exercise of powers required to be performed in that manner ; but the ordinary business of the corporation, if it were originally legally organized in good faith, could be carried on and continued, even though there be but one stockholder」(at p. 69) とす。なお、一人会社であっても、役員、取締役は存在す。Oleck, op. cit., § 182 p. 452.
- ⑫ Henn, op. cit., p. 369. 但し The Coporation Manual (1972) によれば、四六州（四八法域）が採用しているところのことである。浜田道代「株主総会の開催を不要とする最近のアメリカの立法」商事法務六〇五号三頁注五。
- ⑬ Henn, op. cit., p. 369 及び note 1.
- ⑭ Philadelphia Life Ins. Co. v. Grosland-Cullen Co., 234 F. 2d 780 (4th Cir. 1956)
- ⑮ 浜田・前掲書四頁。
- ⑯ Ballantine, On corporations, 1946, p. 395. 但し、ネンタ州の裁判所は、出席数がただ一人か、又は一人以上であるかは、immaterial とす。Ballantine, op. cit., p. 395 note 79.
- ⑰ Fuller, op. cit., pp. 387—89 ; Note, 100 U. Pa. L. Rev. 853, 854f.
- ⑱ Full, op. cit., pp. 1389—94 ; Note, 100 U. pa. L. Rev. 853.
- ⑲ Fuller, op. cit., pp. 1394—97.

二 イギリス法

(a) イギリスでは、public company の設立のために七人の社員が要求され、private company の設立のためには少くとも二人の社員が要求される。⁽¹⁾ それらの数は会社の普通の経営のためにも要求されるが、この数が減少したからといって即時に会社が解散しなければならぬものではない。

一九四八年会社法第三条は、社員数が右の最少数より減少した場合に、そのまま会社が事業を執行し、六箇月経過したときは、その期間内に会社の社員であり、且つ最少数未満で事業を執行していることを知っている者は、その期間中以後に契約された全債務（これのみ）につき各自責任を負わなければならないと規定している。⁽²⁾ この規定は、会社の独立の人格を破壊するものではなく、有限責任の特権がただ喪失するだけのことである。⁽³⁾ この規定の回避は容易であり、⁽³⁾ 逆に、債権者にとって制限が厳しいことから、訴は稀であり、⁽⁴⁾ 死文 (dead letter) とみなされている。

この規定は、社員の数が法定最小限未満に減じた時に、裁判所は会社を解散させることができるということの規定する四八年会社法第二二二条 (a) と、並びに、社員数が法定最小限未満に減少した時に、清算出資者 (contributory) は、裁判所に解散の申立を提出することができるという同法第二二四条第一項 (a) (i) と統一的に把握されねばならぬであろう。

第三一条の実際的結果は、株主があまりに少くとも、又はたぶん存在しなくとも、会社は an existing entity に

とどまるといふことである。⁽⁶⁾従つてイギリス法では、原則として（狭義の一人会社を含めて）一人会社は存続する、しかし一人社員等の保護のために解散を認める、という二段構成を取つてゐることになる。⁽⁷⁾

もつとも個人責任を招くことなくして一人会社を認めるならば、債権者に対する危険と公益の損害は明白であるから、狭義のみならず広義の（全株式の七五%を起せる株式を一人の者が所有する）一人会社の場合には、株式所有の事実だけで会社の債務に対して当該株主は責任を負うべきであり、アメリカ法の様に、会社を道具として使用した場合にのみ会社債権者に救済を認めるのでは多くの場合その救済はあまりにも遅いとする見解も唱えられてゐるが少数説に留る。⁽⁸⁾

(b) 一人会社 (One-man company)⁽⁹⁾の効力を認めたのは、著名な *Salomon v. Salomon & Co., Ltd* 事件における貴族院の判決であつた。ちなみにイギリスで一人会社と呼ばれるのは、アメリカ法と同様に、「一人の者が全株式を *beneficially* に所有し、同時に、その者のために株式を所有し、その者の指揮で行為する、名義人又は受託者に株式の十分な数を与えることによって法律に應ずる」、所謂広義の一人会社である。この判決以後、英国会社法の下では、会社は独立した法人格を持つといふことは根本的な概念であり、この原則はしばしば裁判所によつて厳格に適用され、一般にそれは「鉄のカーテンと同じくらい不透明で不通なものである」と考えられてゐる。⁽¹²⁾法的安定性を重視するイギリスの法思考からすれば当然のことである。それにもかかわらず例外的に立法により又は裁判所により独立の法人格の原則は否定されてゐる。これらの例外的場合をイギリスのいくらかの学者は *lifting the veil* という表題の下に一括して論じてゐる。この術語は、アメリカにおける慣用語に由来するものであるが、今までのところ、裁判所によつて使用されておらず、また正確な一般的に承認された定義を欠いてゐる。⁽¹⁵⁾従つて何が *lifting the veil* かを確定する作業を必要とする。この研究は別稿に譲るとして、⁽¹⁶⁾ここでは特に一応

lifting the veil にあたると言われているものの中で、一人会社の弊害規制という観点から、重要と思われる項目を選び検討してみる。

- (1) まず第一に、四八年会社法第三三二条第一項が問題になる。本条は、「会社の解散の間に、会社の営業が、会社の債権者又は他人の債権者を詐取する意思をもって (with intent to defraud)、又は詐欺的 (fraudent) 目的のために、営まれたということが明らかになるならば、裁判所は、… (又は) 会社債権者の申請により、そうすることが適当であると考えるならば、故意に (knowingly) 前述の方法で営業を営んでいた当事者は、… 会社の債務又は他の責任 (debts or other liabilities) の全部又はいずれかに対して、有限責任ではなく、個人的に責任を負わなければならないと宣言することができる」と規定している。この場合も会社の legal persona は完全に維持されている。⁽¹⁷⁾ この規定は、Salomon 事件の法律原則に対するあらゆる例外の中で、人格概念の厳格な適用に固有な弊害から、一般的に債権者を保護するために今までになされた最も重大な試みであって、あまりに楽観的な取締役を牽制する債権者の潜在的な武器を意味するとされている。⁽¹⁸⁾ ちなみに Jenkins 委員会は、第三三二条第一項の規定は、詐欺的取引のみならず、無謀な取引を含むように広げられるべきであると勧告している。⁽¹⁹⁾

- (2) 裁判所により veil を上げる努力は、周知の様に Saloman 事件によって否定された。それにもかかわらず corporate entity が無視された例外的事件がある。

会社が法的債務の回避を容易にするために組織されたか、又は使用されたという理由で、裁判所が会社の独立した法人格を否認したただ二つの判例がある。

一 Gifford Motor Co. v. Horne⁽²⁰⁾ である。(元) 従業員が、雇用終了後会社の顧客を奪わない契約を

締結してが、終了後、彼は競争事業を営む会社を設立した。彼の妻と従業員が会社の全株式の所有者で取締役であったが、元従業員が事実上完全に会社を支配していたから、会社は契約違反を可能にするための「a mere cloak or sham」であり、このような事情の下では、injunction は被告（元従業員）と被告が設立した会社に及ばなければならないと判決された。

他の事件は Jones v. Lipman⁽²¹⁾ である。土地の売主が売買契約の特定履行を回避しようとして彼がその目的のために「買った」私会社へ土地を譲渡した。会社は第三者によって設立されたものであるが、売主が第三者からその株式の全部を買って、それを彼自身と名義人の名前で登録させ、また彼自身と名義人が取締役に任命された。再び、会社の取得と土地の会社の譲渡は、売買契約回避のための a mere sham であると判決された。それ故、契約の特定履行は売主と会社に対して命じられた。

Gower⁽²²⁾ によれば、fraud or improper conduct がある場合、裁判所は corporate entity を否認すると結論する。

従って、イギリス法では狭義及び広義の一人会社を肯定し、その弊害は、会社法第三三二条第一項ないし、裁判所による lifting the veil によって規制していると考えてよいと思う。しかし lifting the veil は、アメリカ法ほど適用範囲が広くなく、また後述するスイス連邦最高裁判所が採用する Identitätsprinzip ほど要件が柔軟ではない。

(c) 我国の有限会社に該当するものとして、イギリス法では私会社を認める。これは小規模企業に適應する様に、public company に比較して色々の特典が認められている。それは一人会社にとっても有利である。しかしここでは触れない。⁽²³⁾ 本稿では、社員の決議が会社自身を拘束するものであるかと、および一人の株主の出席が總會

(meeting) を構成するかの問題だけについて検討してみたいと思う。

初期の判例 *Re George Newmann, Ltd.*⁽²⁴⁾ では、「個々に与えた個人の同意は、同意を与えた者が承認した事項について、不平を言うことを妨げる。しかし、会社をその法人の資格で拘束するためには、個々に与えた個人の同意は総会の同意と等しくはない」とした。しかしこれは唯一の主要な *ratio decidendi* ではなかった。

Re Express Engineering works, Ltd.⁽²⁵⁾ では、「五人の人が私会社の取締役で株主であった。彼等は取締役会で、一定の財産を、彼等自身が利害関係にあるシンジケートから買うことを決議した。そのために社債が発行された。会社の定款には、取締役が利害関係ある契約又は取決めに取締役として票決することができないと規定されていた。清算人は、社債の発行と移転は、株主総会の認可を受けていないから無効で、破棄されるべきであると主張した。裁判所は、議事録に取締役と述べられてあつたとしても、会社の全株主が出席していたのであるから、株主総会とみなすことができると判決した。

Parker & Cooper, Ltd. v. Reading⁽²⁶⁾ でも、社債が発行された。しかし、二人の取締役は、「*bona fides* にただ会社のために行為したが、一有効に任命されていなかったし、その取引は四人の全株主の間で討議され、全員が個々にそれに同意したが、株主総会は開催されていなかった。それにもかかわらず *Asbury* 判事は、「全社員 (*corporators*) が一つの室又は場所によつてに会合しないで、彼等の全部がただ討論してそれに概して個々に同意するとしても、彼等が会社の利益のために締結した真正の権限内の (*intra vires*) 取引を実行することを取り決める」とな *In re George Newmann & Co.* では妨げることができない」と判決し、会社は拘束されるとした。⁽²⁷⁾

今やイギリスでは、「私会社の通常定款 (*article*) に、議決権を有する全株主によつて署名された書面決議 (*written resolution*) は、株主総会と同様に有効である。という明確な規定を挿入することが普通の慣行となり、合法と看

做される。但し、それは、形式的な書面決議に及ぶが、Parker 事件の様な略式の承認には及ばないという見解がある。⁽²⁸⁾

最後に、一人の株主の出席が総会 (meeting) を構成するかの問題を見てみる。イギリス法では株主総会は、meeting の普通の意味からして二人以上必要であるとされており、出席した一人の者が他の全株主からの委任状を所有していても同様に総会ではないとされている。⁽²⁹⁾ しかし East v. Bennett Bros 事件では、優先株式の全部を所有した株主の出席は、そのクラスの meeting を構成するものとした。ただ一人の株主がいる場合には、meeting の語句は、その様な場合も含むと考えるのが obvious common sense であるという理由によってである。⁽³⁰⁾ また、裁判所 (四八年会社法第一三五条) 又は商務省 (第一三一条第二項) は、会社の一社員の出席が meeting を構成すると考えられるべきであると命令することが許されている。⁽³¹⁾

- (1) Companies Act 1948, § 1.
- (2) Palmer's Company Law, 21ed., 1968, p. 132.
- (3) Pennington, Company Law, 21ed., 1967, p. 43.
- (4) Gower, The Principles of Modern Company Law, 3 ed ed., 1969, p. 191.
- (5) Cohn and Simitits, "Lifting the veil" in the Company Laws of the European Continent, 12 International and Comparative Law Quarterly, 183, 221 (1963).
- (6) Gower, op. cit., p. 190; 更に Gower は、戦争中に、株主総会の間、私会社の全社員が爆弾で殺害された例を引用し、それでも会社は存続したということを強調する。Gower, op. cit., p. 76 n. 45.
- (7) 私会社の場合、再び社員の数を法定の最小数に上げることを要求されるのは、一人社員である。彼は名義人である適当な数の人に一株を譲渡すればよい。そのような譲渡に同意する取締役の数が定足数に満たない場合には、唯一の残存社員から成る会議 (a meeting) を命令することのできる裁判所又は商務省に、その請求がなされる。しかし、もしも通常定款が普通

の形式にあって、取締役が積極的に株式の譲受人を登録することを拒否しないならば、譲受人は社員として登録される資格がある。Grisoli, *op. cit.*, p. 39 nota 50.

- (8) Levy, *Private Corporations and Their Control*, Vol. II 1950, P. 841.
- (9) 一人会社に関する論文として Rice, "One Man" Company or One Man "Company"? [1964] J. B. L. 36 がある。この論文は Jenkins 委員会の勧告は時流に反するものがあり、exempt private company を維持することが、社会的需要にそのものであることを強調する。
- (10) [1897] A. C. 21 (H. L.)。日本でこれを紹介する文献の中でくわしいものとして、加美和照「イギリス法における会社法人格の剥奪 (Lifting of corporate veil) についで」*青山法学論集第五卷第一号四六頁以下*がある。
- (11) L. S. Sealy, *Cases and Material in Company Law*, 1971, p. 37 note 2.
- (12) Gower, *The Principle of Modern Company*, 2ed. ed., 1957, p. 66. 三版は鉄のカーテンが削除されたこと *op. cit.*, p. 71.
- (13) 久保・林訳・リード・マン著 *集第六卷「イギリス法の精神」*三八頁参照。
- (14) Palmer, Gower, Cohn and Smitis, Samuels 等の著者は lifting the veil を使用する。これに対して Pennington, *op. cit.*, p. 42 以下 Exceptions to the Rules of Separate Legal Personality を表題として Richering の lifting the veil の言葉の使用に消極的である。
- (15) M. A. Richering, *The Company as a Separate Legal Entity*, 31 M. L. R. (1968) 481, 482.
- (16) これに関する文献はイギリスに於いて比較的少く、私が知る限りでは、前に掲げた諸論文及び単行本の外に、W. Friedmann, *Legal Theory*, 5 ed. 1967, pp. 559 ff.; A. Samuels, *Lifting the veil* [1964] J. B. L. 107; M. Wolff, *On the Nature of Legal Person*, 54 L. Q. R. 494 (1938) などがある。
- (17) Palmer, *op. cit.*, p. 133; Pennington, *op. cit.*, p. 45; Samuels, *op. cit.*, p. 111.
- (18) Gower, *op. cit.*, p. 193.
- (19) *Cmnd. 1749*, para. 503 (b) (Gower, *op. cit.*, P. 192 以下)
- (20) [1933] All. E. R. 103; [1933] Ch. 935.

- ⑭ [1962] 1 All. E. R. 442.
 ⑮ Gower, op. cit., 3 ed. pp. 210, 216.
 ⑯ 私会社については星川長七「英国会社法序説八九二頁以下が詳しいのでそれを参照されたい。なお一九六七年会社法第二条²⁴ exempt private company を廃止した。それ故会社法の下では、特に小さな営業のために考案された組織形態はない。Gower, op. cit., p. 14.
 ⑰ [1895] 1 Ch. 674 C. A.
 ⑱ [1920] 1 Ch. 446.
 ⑲ [1926] Ch. 975.
 ⑳ 加美・前掲書七七頁は「会社は拘束されないと判決したとしているが、拘束されるの誤植である。
 ㉑ Gower, op. cit., P. 210.
 ㉒ Shap V. Darus [1876] 2 Q. B. D. 26.
 ㉓ Re Sanitary Carbon Co. [1877] W. N. 223.
 ㉔ [1911] 1 Ch. 163.

三 ド イ ッ 法

株式会社の場合少くとも五人（一九六五年株式法）^{第二條}、有限会社の場合少くとも二人（1）が、会社契約の確認に参加しなければならぬから、会社は最初から一人会社として設立されることはできない。しかし会社の登記後、株主又は社員が会社の全株式又は持分を一手に集めたとしても、会社は解散することなく、（2）法人格を持つ一人会社として存続することができるものとされる。立法者は一人会社容認の問題を実務と学説に任せていたが、一九六九年に一人会社を明文で認めるに到った。（3）これに対して、合名会社は組合の本質から、一人会社は可能ではないとされ、（4）合資会社

もそうである。⁽¹⁰⁾

ドイツ法で一人会社 (Einmanngesellschaft) と呼ぶ場合、一般に狹義の一人会社を意味する。⁽⁶⁾

ドイツの学説による一人会社許容の根拠は、一人会社はドイツ経済の邪魔にならないという実質的理由、即ち、一人は二人よりも悪行を行なうとは考えられないし、一人の場合会社の法形態の背後に隠れることはできないのであって、それはむしろ社員の多数の場合可能であること、且つ会社に信用を与える人は通例会社の財務状態につき説明を求め、また担保を設立するのであって、社員の数は会社の信用真価の判断にとって必然的には決定的ではないことを理由とし、また「株式会社は株主の Gesellschaft を組織するのではなくて、即物的な社員関係 (die versachlichten Mitgliedschaftsverhältnisse) に基づく制度である」こと、及び、社員権が一人の手に集中したとしても再び譲渡されうること、資本金会社においては、構成員の多数は問題ではなく、社員権の多数で充分であること、解散は外部には全く現われないで、取引関係にとってはたえ難いこと、株式は自由に譲渡しうるので、会社は株式が誰に帰属しているかを知り得ず、またこのことを会社も第三者も検査し得ないので、一人への社員権の集中に会社の消滅を結びつけることは不適当であること、一人会社を禁止しても、それは容易に藁人形を用いた所謂一人会社を作出することにより無意味なことになること、等を理由とする。⁽⁹⁾ その他、一人会社は慣習法上認められていることを根拠とする学説も存在する。⁽¹⁰⁾

一人会社の本質についての理論闘争は不毛であるとする見解もあれば、⁽¹¹⁾ 反対説も存在する。⁽¹²⁾

一人の手中にある諸持分を独立したものと考えれば、一人会社は理論上は社団法人 (Korporation) とみなしうるといふ見解や、⁽¹³⁾ 一人会社の社団性 (Körperschaft) は擬制であるとする見解や、⁽¹⁴⁾ 会社財産は一人社員の結合として特別財産 (gebundenes Sondergut) であり、一人会社の場合法人格の擬制を完全に放棄することが Natur der

Sache であるとする見解がある⁽¹⁵⁾。最後の学説は少数説であり、ドイツでは一人会社であっても法人であるとされ
ている。

典型的なあらかじめ意図されなかった一人会社と、藁人形の助けによって設立されたあらかじめ意図された一人会社とは、区別して考えなければならぬ。後者は法律上二つの問題を提起している。その一つは、会社契約は Scheingeschäft であり、それ故に民法典第一一七条に従って無効であるか否かの問題であり、第二は、かような設立は会社契約を民法典第一三四条により無効にする脱法行為ではないかとの問題である。各々につき見解が分れているが、Staub⁽¹⁶⁾ は、藁人形設立は、法律によって許された状態、即ち一人会社を起そうとしているのであるから脱法ではありえないし、有限会社の登記後に持分を譲渡する場合と、会社の登記前に持分の譲渡の義務を負っていた場合とは、区別すべき決定的な意義のないことを理由として、又藁人形がまじめにその役割（受託者の役割）を果す時は、Scheingeschäft ではなくとして、藁人形設立を適法とする。Kuhn⁽¹⁷⁾ も、特別の種類の設立によって取引保護の上位に置かれた一般的秩序原則は侵害されない、それ故に、藁人形設立に基づく一人会社は、権利能力を否定されないとする。

(b) ドイツ法では一人会社は法人である。従って株式会社（有限会社）と一人株主（社員）は、異なった権利主体である。会社の財産と一人株主（社員）の財産は法的に分離している。それ故原則として一人株主は会社の債務に対して責任がなく、会社財産は一人株主の債務に対して責任がない⁽¹⁸⁾。

しかしこの分離原則（Trennungsprinzip）から生ずる諸原則は、例外がなくはない。一人会社の場合ドイツではしばしば法人格を通して実体把握（Durchgriff）がなされる⁽¹⁹⁾。

一人株式会社の場合には、権利濫用の危険は、株式法の規定によつて、特に結合企業の新しい規定によつて十分

に排除されており⁽²⁰⁾、また株式会社には十萬ドイツマルクの最低資本額が要求されている^(株式法)ので、もっぱら一人会社に対する法政策的疑惑は、債権者保護が株式会社よりも著しく劣っている有限会社に向けられる⁽²¹⁾。Macht der Tatsachen とか、Treu und Glauben のような一般条項による実体把握を疑問とし⁽²²⁾、実体把握の理論的根拠の明確化とその理論の限界設定を試みた「近代実体把握学説の創始者」である Serick の論文以来この問題についての議論はドイツにおいて隆盛を極め、Rehinder⁽²⁴⁾ の分類によれば、三つの学説が(彼自身の学説を加えると四つ)唱えられており、まだ結着をみていない。学説は日本でも広く紹介検討されているのでそれを参照されたい。⁽²⁵⁾

アメリカで不十分な資本化として議論されているものは、ドイツ法では有限会社の Unterkapitalisierung の議論に該当する。法定最小資本で事業を営む一人会社はその社員が貸付をなし、会社が破産した時に、社員が貸付債権者として破産に参加する場合は、時として法律上それを認めることが不当である場合がある。民法典第八二六条の射程距離内の時は、社員は会社債権者に直接損害賠償を義務づけられる。この適用範囲を起えて、判例・学説は⁽²⁶⁾、実体把握でもって、会社債権者を保護する。これに対して最近 Hofmann⁽²⁸⁾ が、反対説を唱えている。日本法では株式会社の資本最低限について、商法上、一般的に定めた規定がないので、会社が無額面株式を発行する場合七円(一円×七人(発起人の数))で会社が設立できるわけで、右の議論は検討するに価す。

株式法第一一七条第一項の規定が一人会社の場合にも適用しうるか問題となるが、一人株主は会社とは別個の権利主体であるとの理由で、適用は肯定されている⁽²⁹⁾。この規定は、第五項により会社の損害賠償請求権は会社債権者によっても行使されることができることになっている点で意義がある。

(c) 一人会社にも原則として株式会社の規定が適用される。但し数人の社員の利益の調停に由来する会社法上の

規定の適用を否定するのが、法の根本義 (Ratio Legis) である⁽³⁰⁾。

一人会社は法律上の機関を持つ。株主総会は一人会社の特殊性の故に常に全員出席総会 (Universalversammlung) に成る⁽³¹⁾。総会招集についての規定は *sensenstandlos* である⁽³²⁾。公証人の証明した一人株主の決意が会社の総会決議を形成する⁽³³⁾。一人株主は株主総会で常に議決権を持つ⁽³⁴⁾。自己の免責の場合にも、又は監査役としての俸給の決定の場合でもそうである。それは何も特別なものではない⁽³⁵⁾。

総会は監査役を選ぶ。その際一人株主が監査役になってもよい。監査役は一人株主を取締役に任ずることができ。しかし、一人株主が監査役である時は同時に取締役でいることはできないし、逆もそうである^(一〇五条法)。一人株主は実際上会社と機関を支配するにもかかわらず、取締役に対して指図権 (Weisungsrecht) を持っていない。法的には株式法第七六条・第九三条に基づく取締役の独立性と責任は、無制限に保持される。一人会社にも会社財産の調達 (Vollaufbringung) と拘束についての法律規定⁽³⁶⁾、年度決算書の計算、調査、公告についての規定は適用される⁽³⁷⁾。

次に問題になるのは、一人会社において一人株主 (社員) が一人個人の資格において、他面会社の資格において会社と契約を結ぶ自己契約の場合、ならびに一面会社の機関として、他面第三者の代理人として会社と契約を結ぶ双方代理の効果如何の問題である。有限会社に限って見てみると、判例は一人会社の場合自己契約を禁止している^(民法典一八一条)。しかしこの点に関しては反対説が有力であって、民法典第一八一条の適用のために法律によって前提とされた利益衝突がここでは典型的には存在せず。それ故に社員は第一八一条の意味における他人の代理人ではないということが主張されたり、形式的には分離原則が適用されるという立場に立ちつつ、一人社員は民法典第一八一条の要求する認許を単純決議を通して与えられ、また一般的認許を定款に挿入するよう定款を変更することができ

ると主張されてい⁽³⁸⁾る。

株式会社の財産は全体承継 (Gesamtnachfolge) を通して一人に移転⁽³⁹⁾しない。

一人社員が同時に業務執行者ではなくとも、一人社員の悪意や認識が会社のそれとみなされたり、会社との契約が、一人社員の地位についての錯誤の故に、取り消されたり、一人有限会社の債務者が一人社員に対する債権と相殺⁽⁴⁰⁾することを認めた判例がある。

- (1) Rasch, Kozeimrecht, 4. Aufl. 1968, S. 61.
- (2) 解散するところを見解をかかしてはめつたやうにせよ。Vgl. Wieland, Handelsrecht, 1 Band, 1921, S. 509 ; Kuhn, Strohmangründung bei Kapitalgesellschaft, 1964, S. 62.
- (3) 一九六九年の新ドイツ組織変更法は、個人商人の株式会社への組織変更の可能性を明定する (§ 50 UmWG)。
- (4) Hueck, Das Recht der offenen Handelsgesellschaft, 3. Aufl. 1964, S. 19.
- (5) Wieland, a. a. o., S. 508.
- (6) Siebel は、狭義と広義の一人会社をそれぞれ一人会社と準 (quasi) 一人会社とに区別する。Siebel, Die "gefährliche" Einmanngesellschaft, JZ 1953, 724, 725. また Rasch は、「会社の全株式 (持分) が直接又は受託者の媒介を通して一手にある時」と一人会社が言われるところのように (Rasch, a. a. O., S. 61)、「広義の一人会社も一人会社に含めるが、一般には狭義に使用される。」
- (7) Siebel, JZ 1953, 725.
- (8) Würdinger, Aktien- und Konzernrecht, 1966, S. 313.
- (9) Baumbach-Hueck, Aktiengesetz 18. Aufl. S. 790 Anm. 2 ; Alfred Hueck, Gesellschaft, 14. Aufl. S. 214 (大野直法「一人会社について」社会科学論集第三〇号一二二頁以下)。実定法上は一人に株式が集中したことが会社の解散原因として挙げられていたこと (参照株式会社法二六二条) Godin-Wilhelm, Aktiengesetz, 3. Aufl. 1967, § 1 Anm. 13.
- (10) J. v. Gierke, Handelsrecht und Schiffahrtsrecht, 8. Aufl. 1958, S. 329 ; Schlegelberger-Quassowski, AktG, 3. Aufl.

- § 2 Ann. 14 ; Siebel, JZ 1953, 725 ; Feine, Die Gesellschaft mit beschränkter Haftung, 1929, S. 435 ; BGH 1
一人会社は法理論的には納得のゆへにうに基礎づけえないが、慣習法的に承認された国民経済的に害にならな形成物と特色
つた。BGHZ 21, 378 (383 f.) (Kuhn, a. a. o., S. 61)。
- (1) Siebel, JZ 1953, 724f.
 - (2) Schilling, JZ 1953, 725.
 - (3) Mitteris, Deutsches Privatrecht, 2. Aufl. 1953, S. 43 ; J. v. Gierke, a. a. O., S. 329 同様に解するのと思われる。
 - (4) Feine, a. a. O., S. 435.
 - (5) Schilling, Die Einmanggesellschaft und das Einzelunternehmen mb G, JZ 1953, 161, 165. この説に対する批判は
JZ 44 Kuhn, a. a. O., S. 63ff. を詳述。
 - (6) Siebert, Einmann-GmbH und Strohmann-Gründung, B B 1954, 417, 419 ; Schilling, JZ 1953, 162 は、業人形設立は
許されるとうかが通説であるとする。これに対し、Wilke-Berg-Gottschling-Köhler, Handbuch der GmbH, 1957, S. 277
は、業人形設立は良俗違反と法律違反であるともみられるとする。
 - (7) Kuhn, a. a. O., S. 71.
 - (8) Würdinger, a. a. O., S. 314 ; Freese, Haftungsprobleme der Einmann-GmbH, NJW 1956, 283 ; これに対して最近、
株主有限責任は、法人格の論理的结果ではなく、責任制限を承認しなければ、過度に大きな危険が予想される場合と、内部支
配の欠如がある場合に認められた目的創造物であるとする見解が主張されている。Großfeld, Aktiengesellschaft, Unter-
nehmenskonzentration und Kleinaktionär, 1968, S. 102 ff. この立場に立つ時は、一人会社の場合、一人株主は無限責任を負
担しなけれならぬであろう。
 - (9) Serick, Rechtsform und Realität Juristischer Personen, 1955, S. 14.
 - (10) Würdinger, a. a. O., S. 314. 一人会社と新ロマンツェ法の関係については Leo, Die Einmann-AG und das neue Kon-
zernrecht, Aktiengesellschaft 1965, 352 参照。
 - (11) Drobnig, 20 Jahre, 実体把握が問題になった事件は、有限会社の場合がほとんどすべてであった。Drobnig, Haftungs-
durchgriff bei Kapitalgesellschaft, 1959, S. 88.

- ② これに対して判例は、die Wirklichkeit des Lebens, die wirtschaftlichen Bedürfnis und die Macht der Tatsachenが要求する時は、法人の法的構成を無視することができるという。RG 以来の要件を維持しつつ、具体的場合に判例を積立てるという態度を取っているようである。最近の判例として BGHZ 54, 32 (社団に關係した事例)。
- ③ A.a.O. 但し彼の理解はドイツになじむ既に乘越せられしもの。Rehbinder, Konzernausenrecht und allgemeines Privatrecht, 1969, S. 95 n. 48.
- ④ Rehbinder, a. a. O., S. 94ff.
- ⑤ 蓮井良憲「会社の独立性の限界——一人会社を中心として」広島大学政経論叢第七卷第三号一頁・第四号七七頁・加美和照「会社の法形態と実体の研究(2)」社会科学論集第八号六七頁・同「責任把握の理論」青山学院創立九十周年記念法学論文集一五頁・稲庭恒一「ドイツにおける実体把握理論——法人格否認の法理に関するドイツの最近の状況」商事法務研究五七六号一七頁・森本滋「いわゆる法人格否認の法理の再検討——会社法人格についての若干の考察」法学論叢八九卷三号一頁・四号二八頁・五号一頁・六号八二頁。
- ⑥ BGHZ 31, 258; 268—274.
- ⑦ 一人会社について Reinhardt, Gedanken zum Identitätsprobleme bei der Einmanngesellschaft, Festschrift für H. Lehmann, Bd. II, 1956, S. 576ff. 特記 589ff.; 一人会社だけでなく、すべての過小資本有限会社について Erlinghagen Haftungsfragen bei einer unterkapitalisierten GmbH, GmbH-Rdsch 1962, 169.
- ⑧ Hofmann, Zum "Durchgriffs"-Problem bei der unterkapitalisierten GmbH, NJW 1966, 1941, 特記 S. 1944ff.
- ⑨ Würdinger, a. a. O., § 27c.
- ⑩ Siebel, JZ 1953, 725.
- ⑪ J. v. Gierke, a. a. O., S. 329; Griebel, Die Einmanngesellschaft, 1933, S. 8.
- ⑫ Würdinger, a. a. O., § 61; 有有限会社について Wilke, a. a. O., S. 277 は「社員は一人社員として社員総会の開催は自由(frei)である。形式的な規定(例えば召集・議事日程の通知等)を一人社員はもはや顧慮する必要はない。一人社員はただ貸借対照表を確定することができる。一人社員は議事録を用いない時には、場合によっては社員決議を証明しなければならない」ということを顧慮しなければならないであろうとする。

- 33 Griebel, a. a. O., S. 31.
- 34 Griebel, 以下は、文献の überwiegend な部分は、一人会社の場合、会社と一人社員の間には利益衝突がないという理由で、特別利害関係が有る場合の議決権禁止の適用可能性を否定していることである。Griebel, a. a. O., S. 20.
- 35 J. v. Gierke, a. a. O., S. 330.
- 36 一人社員が会社との法律行為を通して出資の償還を偽装する時には、決議は無効である。社員は有限会社法第三〇条以下の規定に従って責任を負う。Griebel, a. a. O., S. 34.
- 37 Würdinger, a. a. O., § 61.
- 38 Feine, a. a. O., S. 450f.; Wilke, a. a. O., S. 277.
- 39 J. v. Gierke, a. a. O., S. 330.
- 40 Siebert, B. B. 1954, 417f.; その他全持分の譲渡と瑕疵担保責任の問題と、会社債権を社員に支払った場合、債務者は免責されるか否かの問題等につき、森本・前掲書八九巻三三三頁以下・同四号二八頁以下参照。手形については、Marschall v. Bierberstein, Zurn Identitätsproblem bei der Einmanggesellschaft im wechselseitlichen Verkehrsschutz, JZ 1965, 403 参照。本論文は、Stuttgart v. Hamm OLG の二の判決に触発されて、手形引受人が一人会社に手形金額を支払った時に、更に一人社員は彼が所持する手形によって支払を請求することができるか否かを検討する。著者否定。

四、フランス法

(a) 一九六六年の新フランス会社法制定以前のフランス法では、一人会社に関する特別の規定は存在しなかったが、判例及び学説は狭義の一人会社 (La société d'une personne) の存在を認めず、一人社員に全持分又は全株式が集合した時には、法人格を持つすべての会社 (即ち民事会社・合名会社・合資会社・株式合資会社・有限会社・株式会社) に、会社の解散が法律上当然に生ずると共に、法人格は即座に決定的に消滅し、それと同時に会社の資産と債務は一人社員の財産に移転される、ということ意見が一致していた。⁽¹⁾ 解散は、全持分又は全株式の所

有者がそれらを後に再譲渡する意図があつても、またその者が全持分又は全株式を取得したという事実を知らなくとも生じた。解散の証明のために裁判所の判決又は証書 (un acte) を必要としないが、それは確かに (bien entendu) 判決又は証書から生ずる。清算人は一人社員である。通常の清算の場合と異なり、清算のために法人が存続するわけでもなく、解散により一人社員に会社の財産が即時に移転する (但し財産分別の理論 *théorie de séparation des patrimoines* ⁽²⁾ の制限がある) 故に、この清算は第三者が会社資産の上にもっているあらゆる権利を消滅させることのみを目的とする。会社の負債が支払われると残余会社資産全部は決定的に (définitivement) 一人社員のものとなる。

旧会社法がこのように狭義の一人会社を否定する法的根拠は、制定法上民法典第一八三二条が、「会社とは、二人または複数の者が、それにより生ずる利益を分配する目的をもって、ある物を出資することに合意する契約をいう」と規定していること、理論的には、制度理論 (*théorie institutionnelle*) がこの問題では適用されず、契約理論 (*théorie contractuelle*) が有効であるが、一人会社はこの概念と矛盾すること、及びそれは、財産を人ではなく、目的に付属させる目的財産理論 (*théorie du patrimoine d'affectation*) を認めないフランス法の立場とも矛盾すること、⁽³⁾ として法人理論において法人実在説 (*théorie de la réalité de la personnalité morale*) を採用すること、⁽⁴⁾ もしも擬制説を採用したとしても、解釈により同様の結論に達しうることである。

この様に旧法では一人会社を否定していた。しかるに新法は、第九条で、「すべての持分または株式の一人のもとへの集中は、当然には会社の解散を生ぜしめない。この状態が一年の期間内に補正されなかつたときは、すべての利害関係人は会社の解散を請求することができる」という規定を設けた。新法は旧法と以下の二点で異なる。即ち、(1) 一人の手に全持分または株式の集合があつても、今後は会社の法律上当然の解散を生ぜしめず、少くとも一

年の補正期間内は、補正を条件として会社の法人格の存続をみとめる態度を取ったこと。(2)この期間中に補正がなされなければ、原則に帰って会社は解散をしなければならないが、しかし、この解散は期間の経過によって当然に生ずるものではなく、あらゆる利害関係人の裁判上の請求にもとずいて、裁判所の解散判決によって生ずることである。

ところで、会社の消滅を容易にするために、一九六七年三月二三日令第五条第一項は、一人社員又株主は、いつでも会社が登記された商事裁判所の事記局への簡単な届出によって会社を解散させることができる旨を規定している（この際解散のいかなる証書も議事録も要請されない⁽⁵⁾）。即ち、一人会社の存続を速やかに終了させようとする態度をとるのであるが、しかし一年の期間経過後は、利害関係の解散請求をそのための要件としているので、一人会社の経営状態がよく、利害関係者としての債権者が解散を請求しない時には、当該会社が数年以上にわたって存続し続ける可能性がある⁽⁶⁾。かくして、一年の補正期間を認めただけでも旧法と此べれば革新と考えられるのに、右の現象も起りうることを考えれば、本条は旧法と思想上の連続性を保っているのかという新法の位置づけの問題が生じうる。

これについては見解が分れている。一説は、会社の解散を要求しうるという意味において、会社には二人以上の社員を必要とするという会社に関する本質の原則を覆すものではなく、特に財産に関するフランスの理論を侵害するものではないと主張する⁽⁷⁾。これに対して第二説は、第九條は「会社法の眞の改正の基礎」を構成するものであって、目的財産理論をフランス法に導入したものであるとする⁽⁸⁾。

この様に新法は旧法と異なり、仮にではあっても一人会社の存在を認めるに到っている。いかなる理由によってこの様に改正されたのであろうか。第九條は従来の契約理論と抵触するものであることは認められている。それ故

に、理論上の意味は強調されえないとされている。「ドイツ・イタリー・イギリスの如き外国でみとめられている一人会社を考慮して」とか、「全持分が一人の手に集合した時に、会社消滅の不都合をさけるため」とか、あるいは「社会経済的見地から、全持分または株式が一人だけの手に集められるに至ったとき、直ちに会社が消滅することは望ましくない」というように、理由書その他で簡潔にしか述べられていない。

その他一人会社を阻止する規定としては、ただ株式会社法にのみ関連する第二四〇条が存在する。即ち、「株主の数が一年以上七名未満であるときは、商事裁判所はあらゆる利害関係人の申立にもとづき、会社の解散を宣言することをうる」(第一項)、及び「商事裁判所は前項の状態を是正するため最長六月の期間を会社に与えることをうる」(第二項)。この規定は、株式会社の場合「社員の数七人未満たることをえない」と規定している新会社法第七三条に対応するものであって、旧法の規定(第七三条)を若干の柔軟性を加えて確認したものである。本条の立法趣旨は、会社の解散という極端な結果をもたらすよりむしろかかる状態を是正せしめる点にあり、解散は裁判官の裁量権に服する。

第九条、第二四〇条による会社の解散可能性回避するために、実際には通常薬人形社員が使用される。この事情の下では会社は解散可能であるが、薬人形であるという証明はまれにのみなされうる。

また、名義人の助力によって一人の者によって設立された会社は、フランスでは、架空会社 (*sociétés fictives*) とみなされ、有効に法人格を付与されない。

(b) フランス法でも一時的ではあっても一人会社は認められるに至った。然らば一人会社が濫用された場合、これに対してどのような制裁が加えられるであろうか。まず制定法の側面からみてみることにする。

商法典 (*code de commerce*) 第四四六条は、「会社の破産 (*faillite*) の場合、破産は、そのたくらみを隠蔽する

この会社の庇護の下に、商行為を個人的利益で行い、実際会社財産を自分の財産のように処分したすべての人に共通に宣告されうる」と規定して、重要な意義を有していた。⁽¹⁷⁾しかし同条は削除されて、一九六七年七月一三日の六七―五六三号法第九六条以下が代わりに制定された。第一〇一条は、会社債権者保護のために大きな意義を有している。本条によれば、法人財産の裁判上の支払い又は清算 (reglement judiciaire ou liquidation) の場合に、右の手続は、会社の経営に影響を及ぼした指揮者達 (dirigeant) — 即ち、そのたくらみを隠蔽する法人の庇護の下に、個人的利益で商行為を行なった者、 \wedge maître de l'affaire \vee として会社財産を自分のものの様に処分した者、不当に (abusivement)、個人的利益で、法人の支払い停止にしか到らなかった赤字経営を継続した者 — にも開始されうると規定する。⁽⁸¹⁾

同条第九九条では、法人の財産の裁判上の支払い又は清算が、資産の不足を示す時には、裁判所は、会社の負債は、会社の指揮者達によって引受けられたということを、判決することができる。この責任が免除されるためには、当該指揮者達が会社の業務執行において、あらゆる活動と必要な注意 (toute l'activité et la diligence nécessaires) をはらったということを挙証しなければならない。即ち挙証責任の転換が存在する。⁽¹⁸⁾

その他会社の処置又は会社自身が、債権者による action en nullité で無効と宣言されうるし、⁽²⁰⁾ 会社債権者を詐害する時には、債権者に債権者取消権 (action paulienne) ^(民法典⁽²¹⁾ 二六七条) が与えられる。子会社の資本が親会社から債権者を害する方法で出資される時にも本条は適用がある。⁽²²⁾ 外観を破壊する action en déclaration de simulation ^(民法典⁽²³⁾ 一三二条) も債権者保護に役立つ。

フランスでは、六七―五九三号法第九九条以外には、責任把握のための学説の試みは、実際的な意義を持ってはいない。学説は四つに分類することができる。外観 (apparence) 理論と、名板貸 (interposition de personne) :

理論と、財産混同 (confusion des patrimoines) 理論と、利益総括理論である⁽²⁴⁾。各理論の射程距離があまりに限られていくという点に、各理論の脆弱性がある。

- (1) Jean Leblond, De la réunion de toutes les parts ou actions d'une société entre les mains d'une seule personne au point de vue juridique et fiscal, Revue Trimestrielle de Droit Commercial, 1963, p. 411 ets. 日本の文献として福井守一フランス新会社法と一人会社「駒沢大学法学部研究紀要」二七号八二頁以下参照。
- (2) この理論によると、会社が負債をもっている時は、会社財産は直ちに一人社員の財産に融合せず、会社財産は会社負債の存在する限り、一人社員の個人財産とは別個独立の財産集団 (masse) を形成する。かくて、会社債権者は一人社員の個人的債権者と競合する「よなく」かえって彼等に対して優先権を持つ。Leblond, op. cit., p. 431, 432.
- (3) Leblond, op. cit., p. 421, 422 ; Hamiaux, La réforme des sociétés commerciales III, 1966, p. 66 ; H. Heede, Das Recht der Gesellschaftsrupierungen in Frankreich, 1971, S. 28 ; 福井・前掲書八三頁。
- (4) Leblond, op. cit., p. 421, 422.
- (5) J. Hémand-F. Jéré-P. Mabliat, La réforme des sociétés commerciales (Décret n° 67—236 du 23 mars 1967) p. 11.
- (6) Heede, a. a. O., S. 28 ; C. Champaud, Sociétés commerciales, Revue Trimestrielle de Droit Commercial, 1967, p. 179.
- (7) Robert Troulliat, Le droit nouveau des sociétés commerciales (La loi du 24 ju 24 juillet 1966 et les textes d'application commetés), 1967, p. 92 ; Hamiaux, op. cit., p. 66 ; Heede, a. a. O., S. 28.
- (8) Champaud, op. cit., p. 179. 彼は「フランス法における一人会社の存在の否認は無知又は偽善の多くを仮定するものである」と、「自ら権か出資」その「会社事業」の免に角世話することに彼等が参加することは不適當であり、彼等がその利益を分配することは不思議で、彼等がその損害を負担するのは不公平であると考える親切な社員・親類又は友人への依頼は、民法典第一八三二条が描く Groupement de Personnes を起させるために十分ではない」と述べている。
- (9) Juglart et Ippolito, Cours de Droit Commercial, vol. II, P. 46 (福井・前掲書八八頁による)。(10) Troulliatによれば「フランスの立法者は、firme の概念が認められてくる「サイン法」によって鼓吹された」と述べている。Troulliat, op. cit., P. 91.

- (10) Observation de la Commission des Lois, Ass. Nat (Hamiant, op. cit., p. 66).
 - (11) Exposé des Motifs (Hamiant, op. cit., p. 4).
 - (12) 福井・前掲書八八頁以下は、理由を補足し、詳細に述べておられるので参照されたい。
 - (13) Troullat, op. cit., p. 476.
 - (14) Troullat, op. cit., p. 476 ; Heede, a. a. O., S. 29.
 - (15) Heede, a. a. O., S. 29.
 - (16) Cohn and Smitits, op. cit., p. 209.
 - (17) その歴史及び判例は、Cohn and Smitits, op. cit., pp. 205ff. ; Drobnig, a. a. O., S. 30ff. 参照。
 - (18) 詳しくは Heede, a. a. O., S. 103ff. 参照。この規定は、一九六八年一月一日以後の手續にのみ適用される。art. 246 L. 24 juill. 1966.
 - (19) 詳しくは Heede, a. a. O., S. 105f. 参照。九九条以下の規定は、(1)支配会社から従属会社への、又は姉妹会社間の責任把握ができないという点、(2)裁判上の支払い又は清算の時に初めて問題となり、それ以前には責任把握をなさないという点で限界が存在する。
 - (20) その詳細は Heede, a. a. O., S. 97f. 参照。
 - (21) その内容については、現代外国法叢書仏蘭西民法〔四〕財産取得法(2)一一三頁以下参照。
 - (22) 判例である。子会社は無効になる。この判例は、文献で支持され、民法典第一一六七条によって前提とされた fraude と隠れた共同の証明は無視された。Heede, a. a. O., S. 99f.
 - (23) 詳しくは Heede, a. a. O., S. 96f., 99f. 参照。
 - (24) apparance 理論は、民法典第一三二一条にその根拠を有し、法外観を信頼した善意の第三者は信頼されるとする (M. Vanh Les groupes de sociétés) 。 interposition de personne 理論は、契約不履行の場合、名義人 (personne interposée-prête nom) 1950, P. 300 n°311 参照。
- の背後にいる者が請求される効果を持つもので、六七―五六三号法第一〇一条はその適用例である (Vanhaecke に于ける interposition de personne の Fraude に類して。 Van) 。 confusion des patrimoines 理論は、特に Vanhaeck に于いて唱えられた理論で (op. cit. p.) 子会社 haecke op. cit., P.297)

の財産を自己のもののように処分する者は、責任把握され、会社の債務にも直接責任を負わねばならないとする (Vanhaecke は「*simulation* と *fraude* が明白な場合であり、この場合は法人格は否認され、他の判例は、*confusion*」)。利益総括理論は、最近多くの支持者があり、判例も部分的にこの理論を認める。同一の経済的利益の共同の追求が責任拡張の基礎となるもので、複数の会社が全体とみなされるほどに利益結合が密接である限り、他の会社の責任も負担しなければならないとする。Heide a. O., S. 109f.

五、イタリヤ法

(a) *Vachern* は、一人会社 (*società unipersonale*) を *echte Einmannsgesellschaft* と *wirtschaftliche Einmannsgesellschaft* に区別している。前者は、株式と会社の利益が実質的に (*materialmente*) 一人の手に集合させられている場合であり、後者は、社員は複数存在するが、会社は独占的に命令の権限を行使する一人の者の利益の保護のために組織され、作用されている場合である。⁽¹⁾

しかし一人会社の現象に特有な事項を規定している法律上の規定は、前者に關係する。

株式会社 (*società per azioni*) にも、会社は、「会社契約により、二人またはそれ以上の者が、利益を分配する目的で、共同して経済的活動の実施のため、財物又は労務を出资するものとする」(私法典 (*codice civile*) 第二二四七条) という会社の一般的概念規定が適用されるので、株主は二人以上必要である。しかし、事業を営んでいる途中で株主が一人になった場合には、「会社の支払い不能の場合、株式が唯一人の者に帰属するに至った時期に生じた会社債務については、この者が無限に責任を負う」(私法典第二三六二条) という規定があるので、右の条件があれば、一人株主が無限責任 (私法典第二三二五条の例外) を負うことになる。この規定は、イギリス四八年

会社法第三二条と類似しているが、適用条件において若干の明白な相違点が存在する。⁽²⁾ 本条が適用されるためには、(一)すべての株式がその者に属することと、(二)会社が支払不能の状態にあること、が必要である。第三三六二条の規定の結果、狭義の一人会社はイタリア法で認められている。しかし、イギリス法と異なつて、Gower が挙げた爆弾による株主全員死亡のごとき場合にまで、会社は存続を認められるものではない。⁽³⁾

また、実質的一人株主が名義人を使用して同条を回避する場合は、会社債権者は一人株主に請求できるかの問題については、消極的に解されている。⁽⁴⁾ 従つて同条の実効性は期待しえない。

私法典第二四九七条第二項は、有限会社 (società a responsabilità limitata) につき、第二三六二条と同一の規定をなしている。

初めから一人社員になることを予定されていた会社と、たまたま一人社員に減少した会社とで区別はなされるか
の問題については、前者は、厳格な意味における便宜会社 (società di comodo Δ stricto sensu ∇) と相違しないか
ら、便宜会社が認められるか否かに依存するとされている。⁽⁵⁾

全会社に共通の一人会社の一般的原则を探求する見解もあるが、反対説も存在する。⁽⁶⁾ 反対説に立つ場合、単純合資会社 (società in accomandita semplice) において意義が出て来るが、両見解のいずれに立つても、合資会社において一人会社は肯定される。ただこの場合責任の異なる社員の二つのカテゴリー、即ち、一般出資者 (accomanditario) \parallel 日本の無限責任社員に該当する) と有限責任者 (accomandante) \parallel 日本の有限責任社員に該当する) のカテゴリーが維持されないことになるので、合資会社に固有な問題が生ずることになる。イタリア法の場合、私法典第二三二三条の解釈問題として議論されている。⁽⁷⁾ 日本法では合資会社の場合一人会社は認められていないから、その詳細を述べることは省略することにする。⁽⁸⁾

民事会社 (società semplice) では、私法典第二二七二条第四項に、もしも社員の複数性が六カ月の期間内に残在社員によって再興されなかつたならば、会社は解散する旨の規定がある。この規定の解釈については、学説が多様に分かれている。⁽⁹⁾「見解の多様性は、会社における一人の地位の不安定性の標識である。」

最後に、イタリアでは、一人会社の法律関係 (rapporto giuridico) の資格付与が問題となっている。法律関係を二人の間の又はより以上の主体の間の権利関係の様に理解する伝統的見解によれば、一人会社になった時、会社と一人社員の融合という問題が生ずることになるが、この見解の不毛性を説いて、関係は社員と規範の間で直接的に設置されると考えるべきであるという見解が主張されている。⁽¹⁰⁾

前述の様に、一人株主は、会社が支払不能の場合、無限責任を負う旨を私法典第二三六二条は規定している。大審院 (Corte di Cassazione) は、同条は株主が一人より多い場合には適用されないと判示した。⁽¹¹⁾制定法上の法律原則は拡大することが不可能な例外として取扱われ、会社のベールを上げることが試みる様々の理論は、⁽¹²⁾裁判所によって否定されており、イギリスより法人格の維持は厳格であるように思われる。もつとも法人格のベールを上げた判例もなくはないが、⁽¹³⁾最近同様の判決はなく、裁判所の現在の見解であるか疑わなっている。学説上、lifting the corporate veil の問題は、⁽¹⁴⁾法人格の克服 (il superamento della personalità giuridica) の問題として議論されて⁽¹⁵⁾いる。

(c) イタリア法では、一人株式会社に於ける株式總會の存在が肯定されるであろうか。Amatucciによれば、「実際一人株式会社における実在の否定は、先験的で、もろい前提の上に基礎づけられる。それを反駁するためには、単に總會の構造と機能を考察することで充分である」とし、⁽¹⁵⁾一人株式会社においても、總會の構造と機能は変わるものではないことを強調する。その結果、一人株主会社でも、社員の複数性を前提として含む規範を除いた、総

- 会の方式を規制する全規範は適用されることになる。即ち、通常総会 (assemblea ordinaria) と特別総会 (assemblea straordinaria) の組織のための定足数を規定する私法典第二三六八条と第二三六九条を除いた、総会に関する規範全部が適用されるとする。このことは、一人会社で継続するものは、「会社債権者の優先権の方法での財産の持続」であるという権成を持って支持される説 (Sraffa, Scelfi が主張する) に対する反対である⁽¹⁶⁾。
- そして会社と社員の間の肯定から、会社を組織する者と会社は同一視されず、株式全部の売買は、会社財産譲渡の效果なく、一人株主の相続人は、株式の権利を相続するが、財産の権利を相続するものではないとされている⁽¹⁷⁾。
- なお、イタリアの株式会社では、取締役 (amministratore) は一人でもよいことになっている (私法典第二三八〇条第二項)。
- (1) Essai sur l' usage abusif de la société anonyme e droit suisse (these), Lausanne, 1949, P. 43 (Grisoli A., Società unipersonali e società di «comodo» (alcuni essenziali dati comparistici), Rivista della Società, Anno X III-Fasc. I (1968) P. 17—8)。
 - (2) Grisolì, op. cit., p. 37.
 - (3) Grisolì, op. cit., p. 38.
 - (4) Tré G., Società per azioni, 1956, p. 254—55.
 - (5) Grisolì, op. cit., nota 21a p. 27.
 - (6) Annatucci A., Le società unipersonali e il problema della qualificazione del rapporto giuridico, Riv. trim. dir. proc. civ. Vol. X I X, (1964), I, 133, 157.
 - (7) 「…一般出資者たる社員だけあるいは有限責任社員だけしか残留しなくなった場合において、六月の期間内にその欠けた社員が補充されなかったときは常に、解散するものとする。
- 一般出資者全員が欠けた場合には、前項所定の期間中有限責任社員は通常の管理行為の遂行のため臨時の管理者を任命する。臨時管理者は一般出資者たる資格を取得するものではない」と規定している。

- (8) 詳細については Amatucci, op. cit., p. 157 ss.
- (9) 詳細については Amatucci, op. cit., p. 148 ss. 一説は複数性の再興に失敗した場合に会社関係の解散の適及効を主張し、一説は、一人法人を起こす特別な法律上の関係の解消を引き起こす原因となることに基づく会社関係の（技術的意味における）解散とする説で、一説は、会社関係は、期間内の複数性の再興によって再び有効になるとする。この見解は、会社は法人として存続しつづけないで、ただ財産の独立 (autonome patrimoniale) という点で継続するとする。
- (10) Amatucci, op. cit., p. 133 ss.
- (11) Cohn and Simitis, op. cit., p. 211.
- (12) Ascarelli, Bigiavi 等の学者の見解については Cohn and Simitis, op. cit., p. 210f. 参照。
- (13) Judgement of April 16, 1931, (1931) I Foro Ital. 9 (Cohn and Simitis, op. cit., p. 213f.)
- (14) Verrucoli P., Il superamento della personalità giuridica delle società di capitali (nella common law e nella civil law) 1964 はこの問題を詳しく検討してゐるようであるが、最近注文先から届いたばかりなので後日紹介したいと思う。
- (15) Amatucci, op. cit., p. 162.
- (16) Amatucci, op. cit., p. 165.
- (17) Amatucci, op. cit., p. 166f.

六、スイス法⁽¹⁾

(a) 株式会社の場合には、設立の際に、少くとも定款の規定に従って取締役会と監査役会の形成 (die Bildung der Verwaltung und der Kontrollstelle) のために必要であるほどの多くの株主がいなければならない。少くとも三人を必要とする（一九三六年十二月改正債務法第六二五条第一項）。また有限会社の場合には、設立のために少くとも二人の社員を必要とする（債務法第七七五条）。しかるにその後、株主の数がこの法定数より減少した時は、会社が相当の期間内に再び法定の状態に回復しない場合、裁判官は、株主又は債権者の請求に基づいて、解散

を命令することができる（債務法第六二五条第二項）。有限会社も同様である（債務法第七七五条）。

この様にスイス法では、一人会社になったという単なる事実によって会社は自動的に解散せず、法人格は維持される。第三者の会社に対する債務と、その者が会社の唯一株主に対して有する債権との相殺に会社が応じなくとも、「法律は株式会社を、全株式が同一人の手の中にある時でも、法人として承認しているから、株式会社が一人社社であるという事実だけでは、法的独立性を援用することを権利濫用にはしない。」

その上、債務法第七〇七条は、一人の取締役によって会社が経営されうる旨を規定している。

かくして、スイスの立法者は、一人会社を保護することを意図しているとはっきりとは言えないが、「寛容の明瞭な意思」を表示していると言える。事実上、藁人形を使用して容易に債務法第六二五条第二項を回避することができる。それ故、この規定は *dead letter* であると言われる。

スイス法では、最初から一人会社になることが予定されていた会社と、たまたま一人会社になった会社との区別は重要ではない。

(b) 判例は一人会社を認め、その濫用に対して別の法理論で対処する。

その法理論とは、経済的単一体又は同一性原則 (*Einheit oder Identitätsprinzip*) に基礎を置く原理であって、その適用は、会社と社員の法的分離を認める分離原則 (*Trennungsprinzip*) の除去の効果を生ずる。これを具体的に説明するために今一つのスイス連邦裁判所の判例をみてみる。事案は、原告と特許購入契約を締結した二つの会社の株主が、その特許をそれらの会社（被告）に譲渡した。契約には、特許の買主の一定の義務が規定されていた。訴訟は、株主と被告の経済的同一性を理由に、二つの義務の被告による履行を求めて提訴されたものである。裁判所は、法人が設立されても、特に一人会社と子会社の場合、それが経済的に独立の組織ではない場合、即ち、完全

に設立者の掌中であつてその意思に隷屬している単なる道具 (ein bloss Instrument) である場合があり、かような場合に、Treu und Glauben 原則が取引関係において必要とする時には、法的独立性は——発起人、唯一の株主 (親会社) の第三者に対する法律関係に關して——尊重されないとする。「一般に行爲、即ち一人会社又は子会社の唯一の株主、親会社のための營業は、他人の營業とはみなされない。通例一人会社又は子会社もそれに適用される競争禁止を守らねばならない」と。そして本事件の場合、他の株主 (しかし bloss Strohmannen) がいるから一人会社ではないが、会社に対する処分権を一人で所有し、使用したから、経済的同一性 (wirtschaftliche Identität) が存在するとする。それ故に、原告の訴えは認められると⁽¹¹⁾。

同様に他の事件でも、「会社と一人または主たる株主の間の経済的同一性を顧慮して、会社のこの形式的独立性は、⁽¹²⁾ もしも Treu und Glauben の原則が取引で要求するならば、第三者に対する関係で等閑に付きなければならぬ」とされた。これらの判例は、法人格否認の理論的根拠を Treu und Glauben に求めた。⁽¹³⁾

他の判例は、「人は、経済的現実 (la réalité économique) に従つて、これら二人の間に同一性 (identité) があるということと、一方を拘束する法律関係は同様に他方を拘束するということを若干の点について承認しなければならぬ。例えば競争禁止を回避するために、主体の相違を主張する行爲が権利の濫用 (un abus droit) を構成するか、又は効果に關して、適法な利益 (intérêts légitimes) の明白な侵害をなす時にはいつもそうである」と述べて、その理論的根拠を権利の濫用、又は適法な利益の侵害に求めている。しかしこれらの理論の限界はいずれにせよ不明確であることは否定しえないであらう。⁽¹⁵⁾

かくしてスイス法とアメリカ法との間には、意味深長の類似が存在する。⁽¹⁶⁾

(c) スイス法においては、一人会社は、他の会社と同様に厳格に——事実上特別な厳格性を持って——会社の組

織に関する規則 (the rules on the organisational structure) を適用しなければならないとされる。一人取締役である唯一の株主は、会社に属する資産を略式で手放す権利を持っていない。定款は、取締役が選任されねばならない時、株主は自分に投票することができないということを規定することができる。かような規定が存在する時には、一人株主は会社の取締役として自分を任命することができない。彼は、最初に、規定された形式で会社の定款を変更する決議をしなければならぬ。⁽¹⁷⁾

- (1) スイスの一人会社についての文献は、Grisoli, op. cit., p. 28 参照。
- (2) BGE 85 I 111, 114.
- (3) 株式会社組織に関するが「Die Verwaltung der Gesellschaft besteht aus einem oder mehreren Mitgliedern, die Aktienär sein müssen」と規定している。
- (4) Grisolli, op. cit., p. 23 ss.; Weiss, Gottfried, Zum schweizerischen Aktienrecht, Bern, 1968, S. 96.
- (5) Carry は、スイスでは判例と学説は伝統的に一致して、「薬人形 (les hommes de paille) は、真実の株主であったといふことと、彼等はとりわけその全債務を引受けたということを認めない。こうしてそれ自身適法に確認された株式会社の設立の時に、「薬人形」の存在は、商業登記簿への登録を妨害することができない」ということを容認していると述べている。Tauxaux de l'association Henry Capitant, Journées de Louvain, Paris 1955, TIX p. 149 (Grisoli, op. cit., P. 30 nota 27).
- (6) Cohn and Simitis, op. cit., pp. 204f., 215.
- (7) ドイツでは現在責任なければ支配なしという原則が否定されているのに対し (Rehbinder, a. a. O., S. 91f.)、スイス法ではなおこの思想が残っている様である (Weiss, a. a. O., S. 51)。そしてこの思想が一人会社の際に株主の個人的責任を認めることに寛大に作用したと思われる。
- (8) Grisolli, op. cit., p. 31.34 (経済的同一性原則のこの傾向は、商法典第四四六条を引用するフランスの判例の影響があるといふことを指摘する)。
- (9) BGE 71 I 272.

- (10) BGE 71 II 272, 274.
- (11) 上の判例に対する批判として Serick, a. a. O., S. 32 n. 1; Rehinder, a. a. O., S. 187f.
- (12) BGE 81 II 455, 459; 同様に BGE 85 II 111, 115.
- (13) 如何なる場合に株主が会社の債務に個人的責任を負うかについては Weiss, a. a. O., S. 52 参照。
- (14) BGE 72 II 67, 76.
- (15) Cohn and Simitis, op. cit., p. 204.
- (16) Grisoli, op. cit., p. 36, 37 参照。
- (17) High Court of Zurich, judgment of February 12, 1948, 22 Schweizerische Aktiengesellschaft 15 (Cohn and Simitis, op. cit., p. 203).

七、ノルウェー法

一九五七年商事会社法第二九条第二項は、社員の数か最も規定された最小限の数に達しないほどに減少した会社の株主は、個人的に会社の金銭債務に対して責任を負う旨を規定している。⁽¹⁾

- (1) J. Cohn and C. Simitis, "Lifting the veil" in the Company Laws of the European Continent, 12 International and Comparative Law Quarterly (1963), 189, 215.

八、スウェーデン法

一九四四年九月一四日の株式会社法は、発起人の数は最少限三人でなければならないことを規定している。しかし、法律は明白に、株式の全部があとで一人の株主の手中に集中されるということを認める。破産の場合、この株主は彼に支払われねばならない金額の支払を会社に対して請求できない。⁽¹⁾

(1) Leblond J., De la réunion de toutes les parts ou actions d, une société entre les mains d, une seule personne au point de vue juridique et fiscal, Revue Trimestrielle de Droit Commercial, 1963, p. 417, 429.

九、デンマーク法

株式会社に限って考察する。発起人は少くとも三人存在しなければならず（株式会社法第四条第一項第一文）、また株主は少くとも三人存在しなければならぬ（同法第九条第二項第一文）。そして、株主の一人が三人未満になった時には、会社は解散しなければならないという規定（同法第五九条第一項第二号）により、一人会社は認められてはいない⁽¹⁾。

(1) Marcus, Das dänische Gesetz über Aktiengesellschaften, Ausländische Abriengesetze, Band 6, 1960, S. 9.

十、オランダ法

会社は少くとも二人によって設立されねばならない。しかし、その一人がもう一方の人にその持分を譲渡したからといって、会社は解散しない。オランダ法は明瞭に一人会社を認める（民法典第一六五五条⁽¹⁾）。

(1) Leblond, op. cit., p. 428.

十一、ベルギー法

同一の人物への全株式又は持分の集中は、会社の解散を引き起こすが、合意が解散会社の代表者と一人株主の間で行なわれる時まで、会社の財産は法人が所有している。従って会社はこの限度において清算の必要のために存続

(1)
する。

(1) Leblond, op. cit., p. 427.

十二、スペイン法

民法第一六六条と商法第一一六条によれば、会社は少くとも二人の人によって構成される。

判例は、一人の人に会社の全株式又は持分が集中する時は、会社の解散を引き起こすと判示している。⁽¹⁾

(1) Leblond, op. cit., p. 427 et 428.

十三、リヒテンシュタイン法

一人会社を認めた法律としてしばしば引用されるのがこの国の法律である。しかし日本の学説はその具体的内容を紹介していないので、ここですこし詳しく触れることにする。

⁽¹⁾ Schillingによれば、リヒテンシュタインの人および会社に関する法律 (Das Liechtensteinische Personen und Gesellschaftsrecht) は、その第六三七条から第六四八条において一人団体会人 (Einmann verbandsperson) を規定し、第八三四条から第八九六条 a において有限責任ある個人企業 (Einzelunternehmung mit beschränkter Haftung) (以下 UmbH と呼ぶことにする) を規定している。前者は、法人格を持ち、後者は持たない。一九一〇年に Pisko は UmbH についての法律案を作成したが、⁽²⁾ この草案が、前述した法律の第八三四条―八九六条 a の原型となった。

UmbH は、この提案によれば法人ではなく、むしろ営業所有者の目的にさざげられた目的拘束的特別財産で

ある。それは法対象であって、法主体ではない。リヒテンシュタイン法はこれに従った。しかし EUmBH は、ドイツの合名会社 (§ 124 HGB) と同様に、その商号の下に諸権利を取得し、債務に応じ、所有権を取得し、訴訟当事者になることができる（八五七）。規定の前には債権者保護がある。（Pisko の提案とは反対に） EUmBH には有限会社（三九一）と一人団体人（六三七条）の場合と同様に、最小資本の規定は存在しない。だが営業財産の分離が、財産を営業に提供する旨の所有者の表示によって生ずる。所有者は企業に提供した財産部分を管理しなければならぬ。その表示は、登記裁判所への申告によってなされる（八三六）。申告された営業資本は原則として完全に払込まなければならない（八四〇）。減資は債権者保護規定に服する（八四二条）。私財産への移動は、営業財産の所属についての規定が防止する（八四八条）。総じて二つの財産の範囲が厳格に分離されたままでいるように配慮がなされている。営業財産は、企業の商号をとる法律行為の表示によってのみ義務づけられる（八五二）。所有者はそれ自体証明された利益と相応の報酬を取り出すことができる。営業資本が損失によって減少した時には、その後の利益は損失が補償されるまで配当されない（八五四）。営業債権者のみが営業財産を請求することができる（八四一）。特別債権者と呼ばれる私的債権者の意のままになるのは、私財産即ちいわゆる特別財産である。その他、私的債権者は所有者の利益請求権と報酬請求権を差押えることができる。更に強制管理、強制賃貸、強制売却、又は強制清算をなすことができる（八六四）。UmBH は分離した破産に服する（八七二）。EUmBH は、譲渡ができ、相続しうるが、賃貸借はできない（八七四条一）。相続の場合、営業財産の全権利承継が行なわれる。EUmBH は団体に転換されうるし、逆もできる（八七七条）。（以下八九三条）。

法律によって企業家と呼ばれる所有者の責任は、営業財産に制限される。それはしかしただ法律行為によって生じた債務にのみ有効であって、不法行為と準不法行為の債務については、私財産（特別財産）の不足責任（Ausfall-

haftung) が存在する(八六七)債権者保護にとって特に重要であるのは所謂拡張責任である。それによって、所有者は、財産を営業に提供する旨の表示の瑕疵等に対して彼の全財産をもって責任を負う(八六九条)。

(1) リヒテンシュタインの法文を直接見ることができなかったので、本文の説明は Schilling W., Die Einmangelschicht und das Einzelunternehmen mbG, IZ 1953, 162, 165f. によつた。

(2) Die beschränkte Haftung des Einzelkaufmanns, Grünhuts Zeitschr. 37 (1910) S. 699 ff. (S. chiling, a. a. O.)

十四、ギリシア法

一九五五年より以前に、アテネの控訴院は、会社のただ一人の株主は会社の金銭債務に対して完全な個人的な責任を引受けなければならないことを判決した。⁽¹⁾この法律原則は立法府により承認され、一九五五年のギリシア有限責任会社法は、第三二条と第四四条第2項で、法律で詳細に述べられた事情においては法人格のヴェールを突き通してもよいという法律原則を包含している。責任は、当該の株主が全株式を所有している期間の間に存在していた責任にのみ及ぶ。もしも株主が会社貸付金を交付したならば、彼等は結局会社の他の全金銭債務が支払われるまで、貸した資本を回復することができない。もしも貸付が法律原則に違反して払い戻されたならば、そしてその後会社が第三者に対して負った金銭債務の支払いを懈怠するならば、株主は支払われた額の範囲で、個人的に会社債権者に対して責任を負うようになる。今までのところ(一九六三年現在)、これらの条文が適用された出版された判決は存在していない。⁽²⁾

(1) 189/1943 (1943) Efimeris Ellinon Nomimon 194 with note by Rekas (Cohn and Simitis, op. cit., P. 214).

(2) Cohn and Simitis, op. cit., pp. 214f.

十五、総括

以上の考察より、株主又は社員が一人になった時、会社が解散しなければならない国は、ベルギー、スペイン、デンマークである。またいずれは会社は解散しなければならないが、解散するまでに相等の時間的経過を必要とする国として、スイス、フランス、イタリア（但し民事会社についてである）があり、解散はしないが、一人株主又は一人社員の個人責任が生ずるとする国は、ノルウェー、ギリシアがある。この範疇の変形したものを規定する国として、右の事実が生じたことを知りつつ六箇月を経過して事業をなした者は会社の債務を負担するとするイギリスや、会社の支払不能の場合一人株主は無限責任を負うとするイタリアがある。一人会社をなんらの制約なしに認めるのは、アメリカ、ドイツ、オランダ、リヒテンシュタインである。この様に各国の間では一人会社の法的規整は、区々である。しかし一人株会とつた場合に会社はすぐ解散しなければならないとする若干の国を除けば、何らかの意味において一人会社を認めている国が多いということは注目に価する。

またイギリス四八年会社法第三一条の規定と、スイス務法第六二五条第二項は、死文であるといわれているので、立法論として、会社の負担せし債務につき一人株主に直接弁済の義務を負わしめるべきである⁽¹⁾と、全株式が一人の株主に集合した後一定期間内に、株主数が二人以上に回復しない時は、裁判所は株主又は債権者の要求に基づき解散を命じ得るものとすべきであるとする見解は、その実効性があるか疑問である。アメリカ及びドイツでも、狭義の一人会社を禁止しても、その回避が容易であるから、その実効性がないことが指摘されている。フランス法は、実際上の必要から、理論を軽視し、一人会社を認めるに到った。それゆえ、我國にをいても、一人会社を昭和十三年の（及び二二年の）独禁法十條二項三項参照）立法者が認めた以上、卒直にその事実を認め、その弊害防止をは

かるのが社会的需要にも応ずるものと考⁽³⁾える。弊害防止のために立法論としては、フランスの一九六七年七月十日の六七—五六三号法第九九条・第一〇一条のごとき規定が制定されるべきではないかと考⁽³⁾える。この規定の適用範囲は、現行商法第二六六条ノ三のそれと重複する部分もあるが、取締役以外の者で会社に対して支配力を行使する者にも責任を負わせるという点で意義があると考⁽³⁾えられる。一人会社制度の濫用は、現行法の解釈としては、法人格否認の法理で解決すべきであろう。ドイツ法では、株式会社⁽⁴⁾に最低資本額を要求しつつ、また設立手続が厳格で、債権者保護規定も十分であることを考⁽³⁾える時にはドイツの実体把握理論によらないで、我国と同様資本最低限の原則もなく、設立手続も簡単で、それ故に会社債権者の利益が害される場合に法人格否認の法理が大であるアメリカ法を参照しつつ、法人格否認論⁽⁴⁾によって法律問題を解決すべきとも思われるが、ドイツの学説は、アメリカ法の比較考察をなして、その影響を受けていることと、実体把握理論は、債権者保護が充分でない有限会社を含めて議論されており、ドイツの株式会社⁽⁵⁾が日本のごとき中小企業に使用されていないという事態からくる理論的不適合性がないことにより、アメリカ法及びドイツ法を参照しつつ、法人格否認の法理の理論的完成を目差すべきであろう。但し、法人格否認の法理として議論されているものの中には、既存の法技術で解決しえたものまでも法理の名の下に論じられているものが多いという⁽⁵⁾ことは注意しなければならぬであろう。なお、法人格否認の法理は不法行為の領域で機能できない故に、閉鎖会社（ここでは普通株式が二五名以下の株主によって所有されている会社）の機能株主の個人責任を規定する方法や、会社に強制責任保険を課す方法が提案されている⁽⁵⁾。被害者救済という点で有意義な提案であるが、技術的に実現可能性があるかは疑問である。

(1) 船越栄一「一人会社について——ドイツの有限会社を中心として——」西南学院大学商学論集開学十週年記念第六卷第一・二号一〇頁。

- (2) 松田二郎・会社法概論一六頁。福井・前掲書九一頁。
- (3) 菅原教授は、一人会社の弊害防止のために、一人会社の会社資本、債権者の保護、及び特定の場合における単独株主の人的無限責任、検査などにつき規制すべきであるとされる。菅原菊志「一人会社について」商事法務六〇〇号一〇頁。わたくしも一般的にはこの見解に賛成である。但し、教授はその法規制の基礎として、注二より、リヒテンシュタン法を考慮しておられるようである。前述の様に同法は、所謂個人企業における有限責任 (Einzelunternehmen mit beschränkter Haftung) を規定したものと解せられるから、立法の参考になるか疑問である。
- (4) 吉永栄助、週刊金融商事判例二〇一号五頁。
- (5) Note, 76 Yale Law Journal 1190, 1196ff.
- 〔追記 本稿の執筆・掲載にあたっては恩師吉永栄助教授、小島康裕助教授のお世話になった。ここに深謝の意を表明させて頂く〕

